

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府・総務省令第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請）</p> <p>第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 郵便貯金銀行に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合を記載した書類</p> <p>ロ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができきる書類</p> <p>ハ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類</p> <p>ニ 株式交換により子会社対象金融機関等（法第百十一条第九</p>	<p>（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請）</p> <p>第四条 郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 郵便貯金銀行に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合を記載した書類</p> <p>ロ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができきる書類</p> <p>ハ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類</p> <p>ニ 株式交換により子会社対象金融機関等（法第百十一条第九</p>

項に規定する子会社対象金融機関等をいう。以下この条において同じ。)を子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)とする場合には、次に掲げる書類

- (1) 株式交換契約の内容を記載した書類
 - (2) 株式交換費用を記載した書類
- ホ 株式交付により子会社対象金融機関等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

- (1) 株式交付計画の内容を記載した書類
- (2) 株式交付費用を記載した書類

三 郵便貯金銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条から第十一条までにおいて同じ。)に関する次に掲げる書類

イ 郵便貯金銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における郵便貯金銀行及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第七条から第九条までにおいて同じ。)の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象金融機関等に関する次に掲げる書

項に規定する子会社対象金融機関等をいう。以下この条において同じ。)を子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)とする場合には、次に掲げる書類

- (1) 株式交換契約の内容を記載した書類
 - (2) 株式交換費用を記載した書類
- ホ 株式交付により子会社対象金融機関等を子会社とする場合には、次に掲げる書類

- (1) 株式交付計画の内容を記載した書類
- (2) 株式交付費用を記載した書類

三 郵便貯金銀行及びその子会社等(銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条から第十一条までにおいて同じ。)に関する次に掲げる書類

イ 郵便貯金銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における郵便貯金銀行及びその子会社等(子会社となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(銀行法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第七条から第九条までにおいて同じ。)の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象金融機関等に関する次に掲げる書

類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容（当該認可に係る子会社対象金融機関等が銀行

法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（第十三条第一項第九号及び第十一号において「銀行業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができきる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下同じ。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項

類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容（当該認可に係る子会社対象金融機関等が銀行

法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社（第十三条第一項第十二号及び第十四号において「銀行業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができきる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下同じ。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項

の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 銀行法第二条第十一項の規定は、前項第五号に規定する議決権について準用する。

(郵便貯金銀行の合併の認可の申請)

第七条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 合併契約の内容を記載した書類
- 三 合併費用を記載した書類
- 四 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表
- 五 合併後の郵便貯金銀行の定款並びに取締役及び監査役（郵便貯金銀行が監査等委員会設置会社である場合には取締役、指名委員会等設置会社である場合には取締役及び執行役）の履歴書
- 六 郵便貯金銀行の合併後における収支及び単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第八条第六号及び第九条第一項第四号において同じ。）の見込みを記載した書類
- 七 合併後の郵便貯金銀行が会計参与設置会社である場合には、郵便貯金銀行の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるとき

の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 銀行法第二条第十一項の規定は、前項第五号に規定する議決権について準用する。

(郵便貯金銀行の合併の認可の申請)

第七条 郵便貯金銀行は、法第百十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 合併契約の内容を記載した書類
- 三 合併費用を記載した書類
- 四 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表
- 五 合併後の郵便貯金銀行の定款並びに取締役及び監査役（郵便貯金銀行が監査等委員会設置会社である場合には取締役、指名委員会等設置会社である場合には取締役及び執行役）の履歴書
- 六 郵便貯金銀行の合併後における収支及び単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第八条第六号及び第九条第一項第四号において同じ。）の見込みを記載した書類
- 七 合併後の郵便貯金銀行が会計参与設置会社である場合には、郵便貯金銀行の会計参与の履歴書（会計参与が法人であるとき

は、当該会計参与の沿革を記載した書類及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

七の二 合併後の郵便貯金銀行の会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

八 合併の相手方の従前の定款及び第四号に掲げる書類

九 郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで又は第八号から第十七号までに掲げる会社をいう。次条第一項第九号及び第九号第一項第七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

十 合併後の郵便貯金銀行が子会社等を有する場合には、郵便貯金銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

十一 合併後の郵便貯金銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十三条第一項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 銀行法第二条第十一項の規定は、前項第十一号に規定する議決

は、当該会計参与の沿革を記載した書類及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

七の二 合併後の郵便貯金銀行の会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

八 合併の相手方の従前の定款及び第四号に掲げる書類

九 郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで又は第八号から第十四号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第九号第一項第七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

十 合併後の郵便貯金銀行が子会社等を有する場合には、郵便貯金銀行及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

十一 合併後の郵便貯金銀行又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第九号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十三条第一項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 銀行法第二条第十一項の規定は、前項第十一号に規定する議決

権について準用する。

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- 一 銀行法第七条第一項の規定による認可
- 二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十四条の二第八項若しくは第十四項又は第十六条の四第二項の規定による承認

三 銀行法第十六条の二第十項、第二十七条、第二十八条又は第二十九条の規定による処分

四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二条第一項又は第二百二十六条の二第一項の規定による認定

第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 定款を変更した場合
- 二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
- 二の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が監査等委員会設置会社

権について準用する。

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- 一 銀行法第七条第一項の規定による認可
- 二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十四条の二第五項又は第十六条の四第二項の規定による承認

三 銀行法第二十七条、第二十八条又は第二十九条の規定による処分

四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二条第一項又は第二百二十六条の二第一項の規定による認定

第十三条 法第二百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 定款を変更した場合
- 二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
- 二の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が監査等委員会設置会社

である場合には郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査等委員（郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社である場合には郵便貯金銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二 役員等の選任又は退任（以下この号、第四号の二及び第四号の四において「選退任」という。）があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の二 会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四の三 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の四 会計監査人の選退任があった場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十八条第二項の規定により再任され

である場合には郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査等委員（郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社である場合には郵便貯金銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二 役員等の選任又は退任（以下この号、第四号の二及び第四号の四において「選退任」という。）があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の二 会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四の三 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の四 会計監査人の選退任があった場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十八条第二項の規定により再任され

たものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

五 銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

五の二 外国において銀行法第十条第二項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

六 銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を変更しようとする場合

七 銀行法第十条第二項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了しようとする場合

八 郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第二百一十條第一項第二号及び次号の規定により届出をしなければなら

たものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

五 銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

五の二 外国において銀行法第十条第二項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

六 銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を変更しようとする場合

七 銀行法第十条第二項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了しようとする場合

八 郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百一十條第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければ

ない場合を除く。)

八の二 子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十五号において同じ。）以外の外国の会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。次号において同じ。）を子会社としようとする場合（法第二百二十条第一項第三号に該当する場合を除く。）

八の三 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第二百二十条第一項第五号並びに前条第二号及び第八号にそれぞれ該当する場合を除く。）

「号を削る。」

九 郵便貯金銀行が、現に子会社として銀行業高度化等会社（銀行法第十六条の二第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を銀行業高度化等会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）とした場合

十 郵便貯金銀行の子会社（新規事業分野開拓会社等（銀行法施行規則第十七条の二第十二項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。次号及び第十三号並びに第六項において同じ。）又は事業再生会社（同条第十二項に規定する事業再生会社をいい、同条第七項に定める要件に該当するものに限る。次号及び第十三号並びに第六項において同じ。）の子会社を除く。）が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又

ならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

八の二 銀行法第十六条の二第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

「号を加える。」

九 郵便貯金銀行がその子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

「号を加える。」

十 郵便貯金銀行の子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第二百二十条第一項第三号に掲げる場合を除く。）

は業務の全部の廃止を行った場合（法第二百二十条第一項第三号に該当する場合を除く。）

十一 銀行法施行規則第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（郵便貯金銀行の子会社であるものに限る。）の子法人等（同令第十四条の四に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。）を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第一百一十一条第一項の規定による認可を受けて郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業銀行業高度化等会社（銀行法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定める会社以外の銀行業高度化等会社をいう。第十三号及び第十六号の二において同じ。）である場合を除く。）

十二 郵便貯金銀行の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業銀行業高度化等会社及び銀行法施行規則第十七条の七の三第一項に規定する特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が郵便貯金銀行の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

「号を加える。」

「号を加える。」

十一 郵便貯金銀行又はその子会社が、銀行法施行規則第十七条の六第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

〔号を削る。〕

十四 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

〔号を削る。〕

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第一百一十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第一百三十一条の規定により認可を受けている場合（第七条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第一百三十一条第三項の規定により認可を受けている場合（第八条第一項第九号又は第十二号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第一百三十一条第五項の規定により認可を受けている場合（第九条第一項第七号又は第八号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第二百二十条第一項第二号の規定により届出をしななければならない場合及び第十四号に掲げる場合を除く。）

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び銀行法施行規則第十七条の二第二十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第二項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第十一号に掲げる場合を除く。）

十四 銀行法施行規則第十四条の四に規定する子法人等又は第十四条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十六号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有するこ

「号を削る。」

十五 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象金融機関等（法第一百一十一条第九項に規定する子会社対象金融機関等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合（法第二百二十条第一項第五号に該当する場合を除く。）

十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象金融機関等（当該郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者（子会社対象金融機関等に限る。）が当該子会社対象金融機関等に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。）

十六の二 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（当該郵便貯金銀行の子会社及び他業銀行業高度化等会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者（同号

となった特殊関係者が法第一百一十一条第一項の規定による認可に伴い郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する銀行業高度化等会社であるときを除く。）

十五 郵便貯金銀行の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合
十六 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

「号を加える。」

「号を加える。」

に掲げる会社（他業銀行業高度化等会社を除く。）に限る。）
が他業銀行業高度化等会社となったことを知った場合

十七 外国において設置した駐在員事務所を廃止した場合

十八 外国において郵便貯金銀行の業務に関連を有する業務を行
う施設（駐在員事務所を除く。）を設置しようとする場合又は
当該施設を廃止した場合

十九 劣後特約付金銭消費貸借（銀行法施行規則第三十五条第一
項第三十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号
において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特
約付社債（同令第三十五条第一項第二十二号に規定する劣後特
約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場
合

二十 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済を
しようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をし
ようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしよ
うとする場合を含む。）

二十一 会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の
規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十八条第一項
第十九号において同じ。）の規定による株主総会の決議又は取
締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十一の二 会社法第六十八条第一項の規定により取得する日
を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する
取得条項付株式をいう。）を取得しようとする場合

十七 外国において設置した駐在員事務所を廃止した場合

十八 外国において郵便貯金銀行の業務に関連を有する業務を行
う施設（駐在員事務所を除く。）を設置しようとする場合又は
当該施設を廃止した場合

十九 劣後特約付金銭消費貸借（銀行法施行規則第三十五条第一
項第三十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号
において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特
約付社債（銀行法施行規則第三十五条第一項第二十二号に規定
する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しよ
うとする場合

二十 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済を
しようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をし
ようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしよ
うとする場合を含む。）

二十一 会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の
規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十八条第一項
第十九号において同じ。）の規定による株主総会の決議又は取
締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十一の二 会社法第六十八条第一項の規定により取得する日
を定めたその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する
取得条項付株式をいう。）を取得しようとする場合

二十一の三 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部を取得しようとする場合

二十一の四 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第一百三十四条第四項に規定する自己株式をいう。）を引き受ける者の募集をしようとする場合

二十二 不祥事件が発生したことを知った場合

二十三 資本準備金又は利益準備金の額を減少しようとする場合

二十四 削除

二十五 銀行法第十条第二項に規定する業務のうち同項各号に掲げる業務以外の業務であつて、整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法第二十四条第五項に規定する郵便貯金業務及び整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第三条に規定する業務に該当する業務（郵便貯金銀行が営む業務として法第六十六条第一項に規定する承継計画において定められたものを除く。）を行おうとする場合

二十六 専ら郵便貯金銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等（郵便貯金銀行の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等を

二十一の三 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決議によりその全部取得条項付種類株式（同項前段に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部を取得しようとする場合

二十一の四 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己株式（同法第一百三十四条第四項に規定する自己株式をいう。）を引き受ける者の募集をしようとする場合

二十二 不祥事件が発生したことを知った場合

二十三 資本準備金又は利益準備金の額を減少しようとする場合

二十四 削除

二十五 銀行法第十条第二項に規定する業務のうち同項各号に掲げる業務以外の業務であつて、整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法第二十四条第五項に規定する郵便貯金業務及び整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第三条に規定する業務に該当する業務（郵便貯金銀行が営む業務として法第六十六条第一項に規定する承継計画において定められたものを除く。）を行おうとする場合

二十六 専ら郵便貯金銀行の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等（郵便貯金銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の

いう。)であって連結の範囲に含まれるものをいう。次号において同じ。)が郵便貯金銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合

二十七 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合(期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。)

2 郵便貯金銀行は、法第二十條第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。

3 第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、郵便貯金銀行若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者、その役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務(郵便貯金銀行に係る業務に限る。第三号及び第五号において同じ。)を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十三年法律第三十六号)に違反する行為

二第二項に規定する子法人等をいう。)であって連結の範囲に含まれるものをいう。次号において同じ。)が郵便貯金銀行以外の者から資本調達を行おうとする場合

二十七 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合(期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。)

2 郵便貯金銀行は、法第二十條第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。

3 第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、郵便貯金銀行若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者、その役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務(郵便貯金銀行に係る業務に限る。第三号及び第五号において同じ。)を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十三年法律第三十六号)に違反する行為

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせるを含む。以下この号及び第二十八条第三項第四号において同じ。）のうち、郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 海外で発生した前三号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地^{（一）}の監督当局に報告したもの

五 その他郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

4 第一項第二十二号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を郵便貯金銀行が知った日から三十日以内に行わなければならない。

5 第一項第十四号に掲げる場合において、銀行法第十六条の二第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

6 第一項第十三号から第十六号の二までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

三 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせるを含む。以下この号及び第二十八条第三項第四号において同じ。）のうち、郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

四 海外で発生した前三号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地^{（一）}の監督当局に報告したもの

五 その他郵便貯金銀行の業務又は郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

4 第一項第二十二号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を郵便貯金銀行が知った日から三十日以内に行わなければならない。

5 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、銀行法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

「項を加える。」

す。

7 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号及び第十三号から第十六条の二まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。

(郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請)

第十八条 郵便保険会社は、法第百三十九条第一項(同条第三項で準用する場合を含む。)、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 郵便保険会社に関する次に掲げる書類

イ 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合を記載した書類

ロ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができきる書類

ハ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

ニ 株式交換により子会社対象会社(法第百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。)

を子会社(保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。)とする

6 銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十四号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

(郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請)

第十八条 郵便保険会社は、法第百三十九条第一項(同条第三項で準用する場合を含む。)、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 郵便保険会社に関する次に掲げる書類

イ 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合を記載した書類

ロ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができきる書類

ハ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

ニ 株式交換により子会社対象会社(法第百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。)

を子会社(保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この条から第二十八条までにおいて同じ。)とする

場合には、次に掲げる書類

- (1) 株式交換契約の内容を記載した書類
 - (2) 株式交換費用を記載した書類
- ホ 株式交付により子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

- (1) 株式交付計画の内容を記載した書類
- (2) 株式交付費用を記載した書類

三 郵便保険会社及びその子会社等（保険業法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 郵便保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における郵便保険会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容（当該認可に係る子会社対象会社が保険業法第百六条第一項第十六号に掲げる会社（第二十八条第一項第七号及び第九号において「保険業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

場合には、次に掲げる書類

- (1) 株式交換契約の内容を記載した書類
 - (2) 株式交換費用を記載した書類
- ホ 株式交付により子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

- (1) 株式交付計画の内容を記載した書類
- (2) 株式交付費用を記載した書類

三 郵便保険会社及びその子会社等（保険業法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下この条から第二十六条までにおいて同じ。）に関する次に掲げる書類

イ 郵便保険会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後における郵便保険会社及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る子会社対象会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容（当該認可に係る子会社対象会社が保険業法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社（第二十八条第一項第十号及び第十二号において「保険業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ
る書類

ニ 役員 の 役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、郵便保険会社又はその子会社が国内の会社（保険業法第一百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第二十二条から第二十八条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。第二十二条から第二十八条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第三百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 保険業法第二条第十五項の規定は、前項第五号に規定する議決権について準用する。

（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第二十二条 郵便保険会社は、法第四百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ
る書類

ニ 役員 の 役職名及び氏名又は名称を記載した書類

五 当該認可に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、郵便保険会社又はその子会社が国内の会社（保険業法第一百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第二十二条から第二十八条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（保険業法第一百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。第二十二条から第二十八条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他金融庁長官及び総務大臣が法第三百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 保険業法第二条第十五項の規定は、前項第五号に規定する議決権について準用する。

（郵便保険会社の事業の譲渡又は譲受けの認可の申請）

第二十二条 郵便保険会社は、法第四百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 事業譲渡等の契約の内容を記載した書類
- 三 各当事者の貸借対照表
- 四 譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書類
- 五 郵便保険会社の事業譲渡の後における収支の見込みを記載した書類
- 六 当該事業譲渡等を行った後における郵便保険会社が子会社等を有する場合には、郵便保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
- 七 当該事業の譲渡により郵便保険会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
- 八 当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社（保険業法第六条第一項第三号から第七号まで又は第九号から第十八号までに掲げる会社をいう。次条第一項第九号及び第二十四条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類
- 九 当該事業の譲受けにより郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（前号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 十 その他金融庁長官及び総務大臣が法第四百四十一条第三項の規

- 一 理由書
- 二 事業譲渡等の契約の内容を記載した書類
- 三 各当事者の貸借対照表
- 四 譲渡しようとする事業又は譲り受けようとする事業に係る損益の状況を記載した書類
- 五 郵便保険会社の事業譲渡の後における収支の見込みを記載した書類
- 六 当該事業譲渡等を行った後における郵便保険会社が子会社等を有する場合には、郵便保険会社及び当該子会社等の収支の見込みを記載した書類
- 七 当該事業の譲渡により郵便保険会社の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
- 八 当該事業の譲受けにより郵便保険会社が特定子会社対象会社（保険業法第六条第一項第三号から第七号まで又は第九号から第十五号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第二十四条第一項第十一号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第十八条第一項第四号イからニまでに掲げる書類
- 九 当該事業の譲受けにより郵便保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（前号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 十 その他金融庁長官及び総務大臣が法第四百四十一条第三項の規

定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 保険業法第二条第十五項の規定は、前項第九号に規定する議決権について準用する。

(郵便保険会社の届出事項)

第二十七条 法第四百九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 保険業法第八条第一項の規定による認可

二 保険業法第百条の三ただし書、第百六条第八項若しくは第十四項、第百七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の規定による承認

三 保険業法第百六条第十項、第百三十三条又は第百三十四条の規定による処分

四 保険業法第百三十一条、第二百四十条の三又は第二百四十一条第一項の規定による命令

五 預金保険法第百二十六条の二第一項の規定による認定

第二十八条 法第四百九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款を変更した場合

二 事業方法書等を変更した場合（保険業法第百三十一条の命令

定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2 保険業法第二条第十五項の規定は、前項第九号に規定する議決権について準用する。

(郵便保険会社の届出事項)

第二十七条 法第四百九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一 保険業法第八条第一項の規定による認可

二 保険業法第百条の三ただし書、第百六条第五項若しくは第七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の規定による承認

三 保険業法第百三十一条、第二百四十条の三又は第二百四十一条第一項の規定による命令

四 保険業法第百三十三条又は第百三十四条の規定による処分

五 預金保険法第百二十六条の二第一項の規定による認定

第二十八条 法第四百九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款を変更した場合

二 事業方法書等を変更した場合（保険業法第百三十一条の命令

を受けて変更した場合を除く。)

三 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役(郵便保険会社が監査等委員会設置会社である場合には郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員(郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。)、指名委員会等設置会社である場合には郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

四の二 役員等の選任又は退任(以下この号、第四号の四及び第五号の二において「選退任」という。)があった場合(役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

四の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

四の四 会計参与の選退任があった場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

を受けて変更した場合を除く。)

三 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役(郵便保険会社が監査等委員会設置会社である場合には郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員(郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。)、指名委員会等設置会社である場合には郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員(監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。))。以下この号及び次号において「役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

四の二 役員等の選任又は退任(以下この号、第四号の四及び第五号の二において「選退任」という。)があった場合(役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

四の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

四の四 会計参与の選退任があった場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

五の二 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

六 郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第四百四十九条第一項第二号及び次号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

六の二 子会社対象会社（保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十三号において同じ。）以外の外国の会社（同条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。次号において同じ。）を子会社しようとする場合（法第四百四十九条第一項第三号に該当する場合を除く。）

六の三 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第四百四十九条第一項第五号並びに前条第二号及び第六号にそれぞれ該当する場合を除く。）

「号を削る。」

七 郵便保険会社が、現に子会社としている保険業高度化等会社

五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

五の二 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

六 郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第四百四十九条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならぬとされるものを除く。）を子会社とした場合

六の二 保険業法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十号において同じ。）以外の外国の会社を子会社しようとする場合

「号を加える。」

七 郵便保険会社がその子会社の議決権を取得し、又は保有した

場合

「号を加える。」

(保険業法第百六条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を保険業高度化等会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)とした場合

八 郵便保険会社の子会社(新規事業分野開拓会社等(保険業法施行規則第五十六条第十四項に規定する新規事業分野開拓会社等をいう。次号及び第十一号並びに第六項において同じ。))又は事業再生会社(同条第十四項に規定する事業再生会社をいい、同条第七項に定める要件に該当するものに限る。次号及び第十一号並びに第六項において同じ。)の子会社を除く。)が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所的位置の変更(変更前の位置に復することが明らかなる場合を除く。)、合併又は業務の全部の廃止を行った場合(法第百四十九条第一項第三号に該当する場合を除く。)

九 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者(子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社(郵便保険会社の子会社であるものに限る。))の子法人等(同令第四十八条の四第一号に規定する子法人等をいう。))又は関連法人等(保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)第十三条の五の二第四項に規定する関連法人等をいう。)を除く。以下この項において「特殊関係者」という。)を新たに有することとなった場合(新たに有することとなった特殊関係者が法第百三十九条第一項の規定による認可を受けて郵便保険会社又はその子会社が合算してそ

八 郵便保険会社の子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所的位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(法第百四十九条第一項第三号に掲げる場合を除く。)

「号を加える。」

の基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する
他業保険業高度化等会社（保険業法第六条第四項に規定する
内閣府令で定める会社以外の保険業高度化等会社をいう。第十
一号及び第十四号の二において同じ。）である場合を除く。）

十 郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

十一 郵便保険会社又はその子会社が、他の会社（外国の会社、
新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業保険業高度化等
会社及び保険業法施行規則第五十八の八第一項に規定する特例
事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数
を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が郵便保険
会社の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

〔号を削る。〕

〔号を加える。〕

九 郵便保険会社又はその子会社が、保険業法施行規則第五十八
条の三第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を
合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険
業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権
数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第三百
十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の
規定により認可を受けている場合、法第四百四十一条第三項の規
定により認可を受けている場合（第二十二条第一項第八号又は
第九号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第四百
四十一条第五項の規定により認可を受けている場合（第二十三
条第一項第九号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合
に限る。）、法第四百四十一条第七項の規定により認可を受けて
いる場合（第二十四条第一項第十一号又は第十四号に掲げる書類
を提出している場合に限る。）、法第四百四十九条第一項第二号

十二 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

〔号を削る。〕

十三 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の子会社対象保険会社等（保険業法第百六条第四項に規定する子会社対象保険会社等をいう。次号において同じ。）に該当する会社となったことを知った場合（法第百四十九条第一項第五号に該当する場合を除く。）

の規定により届出をしなければならない場合及び第十二号に掲げる場合を除く。）

十一 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合〔第十三号に掲げる場合を除く。〕

十二 保険業法施行規則第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十四号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第百三十九条第一項の規定による認可に伴い郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する保険業高度化等会社であるときを除く。）

十三 郵便保険会社の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合
十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

十四 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象保険会社等（当該郵便保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（子会社対象保険会社等に限る。）が当該子会社対象保険会社等に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。）

十四の二 郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する保険業法第百六条第一項第十六号に掲げる会社（当該郵便保険会社の子会社及び他業保険業高度化等会社を除く。）又は郵便保険会社の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業保険業高度化等会社を除く。）に限る。）が他業保険業高度化等会社となったことを知った場合

十五 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止した場合

十六 劣後特約付金銭消費貸借（保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（同令第八十五条第一項第十二号に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

十七 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合）

「号を加える。」

「号を加える。」

十五 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止した場合

十六 劣後特約付金銭消費貸借（保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（保険業法施行規則第八十五条第一項第十二号に規定する劣後特約付社債をいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

十七 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合）

うとする場合を含む。)

十八 削除

十九 会社法第五十六条第一項の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十 保険業法第二百四十条の二第一項の規定による契約条件の変更を行う旨の申出をした場合

二十一 不祥事件が発生したことを知った場合

2 郵便保険会社は、法第四百九条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。

3 第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務（郵便保険会社に係る業務に限る。第四号及び第六号において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違

合を含む。)

十八 削除

十九 会社法第五十六条第一項の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十 保険業法第二百四十条の二第一項の規定による契約条件の変更を行う旨の申出をした場合

二十一 不祥事件が発生したことを知った場合

2 郵便保険会社は、法第四百九条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出するものとする。

3 第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、郵便保険会社若しくはその子会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき者、監査役若しくは従業員（以下この項において「郵便保険会社等の役員」という。）又は郵便保険会社を所属保険会社等とする生命保険募集人、その役員若しくは従業員（郵便保険会社等の役員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務（郵便保険会社に係る業務に限る。第四号及び第六号において同じ。）を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違

反する行為

三 保険業法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、同法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地 の 監督当局に報告したもの

六 その他郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

4 第一項第二十一号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を郵便保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

5 第一項第十二号に掲げる場合において、保険業法第百六条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の議決権の取得又は保

反する行為

三 保険業法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、同法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、これらの業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地 の 監督当局に報告したもの

六 その他郵便保険会社の業務又は郵便保険会社を所属保険会社等とする社内生命保険募集人以外の生命保険募集人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

4 第一項第二十一号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を郵便保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

5 第一項第九号又は第十一号に掲げる場合において、保険業法第百六条第一項第十三号に掲げる会社の議決権の取得又は保有につ

<p>有については、同項第十三号に規定する特定子会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>6 第一項第十一号から第十四号の二までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>7 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号及び第十一号から第十四号の二まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。</p>	<p>いては、同号に規定する特定子会社は、郵便保険会社の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>6 保険業法第二条第十五項の規定は、第一項第九号から第十二号まで及び第十四号に規定する議決権について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	